

令和元年度横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会  
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」  
第1回

日 時	令和元年9月12日（木） 15時00分～17時08分
開催場所	横浜市青少年育成センター 第1研修室
出席者	西尾委員、青木委員、赤羽委員、生田委員、坂田委員、松木委員、岩屋口委員、石井委員、大野委員、辻川委員、小林委員、宮川委員、角田委員、中根委員（14名）
欠席者	栗原委員、鈴木委員、小野委員
オブザーバー	金沢区高齢・障害支援課、横浜家庭裁判所
事務局	健康福祉局福祉保健課、健康福祉局高齢健康福祉部、健康福祉局障害福祉部、横浜生活あんしんセンター、横浜市社会福祉協議会地域活動部、横浜市社会福祉協議会企画部、
開催形態	公開（傍聴者0名）
議 題	【議事1】中核機関の機能等について 【議事2】区協議会の機能・役割について
議 事	<p><b>1 開会</b></p> <p>（事務局）本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。昨年度は、横浜市における中核機関、そして協議会のあり方について、方向性に関し議論していただきました。今年度は、横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会を開催し、全体会を2回、部会である相談支援部会と利用支援部会を2回ずつ実施した。その結果、後ほど中間報告をさせていただくが、今回からこの分科会においては、より具体的な内容についてご意見をいただきたいと思っている。</p> <p>（西尾分科会長）今年度第1回の委員会ということでよろしくお願ひしたい。冒頭、事務局から報告があったように、中間報告がまとまった。本日はその内容について、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、最終報告等に反映させていきたいという趣旨なので、ご協力をよろしくお願ひしたい。</p> <p><b>2 前回までの分科会3の振り返りについて（報告）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より資料1について説明</li> </ul> <p><b>3 成年後見制度に関するヨコハマeアンケートの結果について（報告）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より資料2について説明</li> </ul> <p>（大野委員）アンケートの設問は所管課でつくられたのか。</p> <p>（事務局）アンケートの実施は市民局が行っているが、設問は健康福祉局福祉保健課で作成した。</p> <p>（西尾分科会長）1,400人近い方に回答していただいたということで、制度自体はかなり知っていただいているが、市民後見の認知度は1割と、課題がかなり見つかったようだ。実施から報告まで素早くまとめて、市民の見方や意識を把握できるという意味では、興味深い調査の方法ではないかと感じた。</p> <p>（事務局）アンケートの結果については横浜市のホームページにも掲載しているので、お時間のあるときにご覧いただきたい。</p>

4 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」中間報告書について  
(報告)

- ・事務局より資料3について説明

5 議事

(1) 中核機関の機能等について

- ・事務局より資料3について説明

(西尾分科会長) 国計画の方向性や指針を土台に、横浜市の課題や都市規模に合わせ、市の協議会、そして区の協議会という構成になっている。特に司令塔機能である市協議会を運営する中核機関については国が示している4つの機能ごとに、具体的に果たすべき役割を挙げていただいている。ここでそれぞれの現場感覚からぜひご質問、ご意見を頂戴できればありがたい。

(小林委員) 確認だが、この中核機関は前回18か所に設置すると言われなかったか。その中核機関はどこにするか、その確認をしたい。

(事務局) 資料1にお戻りいただき、3番の実施結果の米印のあたりに昨年度の検討のまとめが記載されている。中核機関と市協議会については市に1か所というご説明をさせていただき、区協議会は区域の相談の核になるので、これを18区に設置するというご説明をさせていただき了承をいただいたところである。

(西尾分科会長) 昨年度の議論の中で、中核機関を18区にということはご意見としてはあったかと思うが、最終的には、市の協議会と中核機関を1か所、区の協議会を18区にそれぞれ置くという方向性を確認させていただいた。18区に協議会を置くというのは、やはり横浜市はこれだけ大きな政令市で、区の機能もあって実績もあるところで役割を果たさなければいけないという方向はしっかり出ている。区域の機能についてはこの後、(2)の議事の中でご意見を頂戴できればと思う。

(松木委員) 恐らくイメージがわかりにくいのは、中核機関をどこに設置するかというのがいまだに明らかになっていないからだろう。どこにどういう形のものができるのかという物理的なイメージがまだ共有されていないために今のようなご質問になると思うので、その点を補足していただく必要があるのではないかと。

(事務局) 中核機関については横浜市が直接行う(直営)のか、委託するのかという二者択一になっている。直営で行う場合は、区役所に中核機関を置くのではなくて、健康福祉局が横浜市全体を統括して見るというイメージだが、現時点では、委託の方向で、どこか1団体をお願いすることを考えている。その1団体をどのように選ぶかについては、競争入札という形で、複数の団体からアイデアを募集してどこか1つに決めるというやり方か、特定のこれまで権利擁護の関係について造詣の深い1団体をお願いするという選択肢があるが、手続の関係もあるので、はっきりとこの場で申し上げられない。区協議会については、これまでの実績を踏まえて、区役所と区社協あんしんセンターが事務局を担っている成年後見サポートネット全体会を継承しながら進めていくのが妥当ではないかと考えている。

(西尾分科会長) 中核機関については自治体によっては、直営であったり、委託であった

り、委託も幾つかのスタイルがあるかと思う。横浜らしいやり方というところと、それから、中核機関の果たす役割が決まると、どういう仕事ををお願いするのかというところが出てくるので、それをまず検討委員会で固めて報告にまとめていくことになるかと思う。その中で、中核機関としてこういう機能でよいのかどうかについて、本日の分科会でご意見をいただいて、また検討委員会でも検討いただくという流れになるかと思う。チームへの支援や、相談機関の職員向けの手引きも作っていくというような、具体的な内容なども示されている。それから、後見人支援のところでは、市民後見人の支援はこれまでもかなりきめ細かくバックアップを、専門職の方も含めてやっていただいているが、親族後見人のところは、それほど頻度が高い形ではできていない。親族後見人の支援として、実務講習会や個別相談会なども具体的提言として挙げられているので、そういう取組についてもご意見を頂戴できればと思う。

(岩屋口委員) 私は検討委員会の委員でもあるのだが、この中間報告書の内容は非常によくできていると思っている。補足になるが、まずスタートとして、区役所と区社協あんしんセンター、地域包括支援センターと基幹相談支援センター、この4つの部署を相談支援機関と位置づけて、この機関が成年後見の相談をきちんと対応していく。それぞれに現状ではバラつきがあるが、目指すところは同じで、親切で丁寧な相談を実施するというのがスタートにある。しかし、相談支援者の経験年数や知識に差が出てきてしまうので、それを補完するために、14ページにあるパンフレットや手引きを作成して、どの相談支援機関でも同じ相談ができるということで、市民のためにきちんと成年後見制度等の情報を提供することを目指している。それに加え、後見人の候補者が決まっていない場合は、中核機関できちんと検討して候補者を出し、さらに、実施している自治体は少ないと思うが、親族後見人から相談があれば、きちんと相談を受けて、過去の相談記録に基づいてフォローしていくということなので、中核機関としての覚悟を持った内容だと思っている。とてもよくできているという感想になってしまうが、一応補足でお伝えした。

(西尾分科会長) 検討していただいている中で今のような具体的な取組案が出てきたということかと思うが、今、岩屋口委員がおっしゃったように、具体的には区の段階での相談機関や支援機関がチームを支援していくということがベースになっていく。そこをどう支援していくのかということになるかと思う。

(宮川委員) 区役所と基幹相談支援センター、地域包括支援センター、あんしんセンター、この4つが相談機関になるということか。だが、実際の例として、基幹相談支援センターや地域包括支援センターは、障害者や高齢者の金銭面というよりは割と生活面での支援や相談を行っていると思うので、あまりこの成年後見制度について相談しても詳しくないのではないかと思う。実際どこまでできるのかという疑問があるが、その辺はどうなのか。

(西尾分科会長) この後の区協議会の役割の議論にもつながってくるかと思うが、福祉や医療、生活面での相談に加え、権利擁護や成年後見の利用について支援していく機能ということになるが、事務局のほうではいかがか。

(事務局) 先ほど事務局から説明したが、中間報告書の14ページから15ページにかけての2番の相談機能について、相談機関を平準化していく必要があるというご意見が検討

委員会の中でも出ていたということはおっしゃるとおりである。身近な支援者である相談機関の方々に成年後見等に関する知識や技術を身につけていただき、適切なタイミングで制度を利用する必要がある方に働きかけていくような仕組みをしっかりとくっていく。そのために、相談の対応向上や制度についての理解を支援者自身が深めていくための取組や、それに向けた研修なども行っていく。当面、すぐに相談員の知識や技術が追いついていかないという場合については、中核機関でバックアップしていかうと考えている。

(宮川委員) その相談の体制について、一応相談には乗るが、実際に成年後見制度を利用するに当たっては、別の機関に振るような形になるのか。包括支援センターが成年後見人になるというところまではいかないので、それを担っているところを紹介するか、その程度になるのか。

(事務局) 実際に後見人になるというのは相談機関なので難しい。制度の利用が必要だとその相談の中で判断された場合には、中間報告書15ページ3の成年後見制度利用促進機能に結びつけていくところまでを相談機関でやっていただくことを横浜市としては目指していく。おっしゃるように、実際の後見人の選定については、情報を提供すれば親族等がご自身で選べる方もいらっしゃると思いますが、提供してもご自身で選ぶのはなかなか難しいなど、いろいろな段階の方がいらっしゃるということで、細かくそれぞれのニーズに合った対応ができるように、中核機関で必要な支援を行っていくという体制を検討している。

(西尾分科会長) 議事(2) 区協議会の機能・役割のところでもう少し具体的に議論できればいいかと思う。

(中根委員) 基幹相談支援センターの現場の感覚としては、そういった個別の支援チームに専門職の方々を中核機関が派遣してくださることは本当に心強いことだと思うが、宮川委員もおっしゃったように、課題として書いてあるとおり、「困りごとに関する相談から権利擁護のニーズを捉え、制度につなげるスキルが不足している」ということで、専門職の方の派遣依頼がかけられるかどうかということがポイントだと思う。その方に対して成年後見人が必要ならこういう制度があるということを相談員が感覚として、知識として知っていなければ、中核機関としては待っているだけで一向にお呼びがかからないということになってしまうので、この人材育成とチームへの後方支援というのはセットで行わなければ意味がない。ただ、権利擁護や成年後見制度に関する各論的な研修だけをやっても、その通路は開通しないと思う。相談力とか聞く力から始まって、その方にどういったツールが支援としてあるのかということを引き出しとしてどんどんストックしていく、そこを相談員たちが身につけていかなければいけないのだろうと思う。そのための研修は、例えば初任者研修や現任研修など、相談に向けての研修というのが幾つか既にある中で、また一つ何かつけ加わった形で中核機関が主催でやっていくのか、それとも既存の研修とセットして進めていかないと、相談員たちにとっては研修だらけになってしまう。もっと言うと、その研修にベテランの相談員がインストラクターで借り出されることによって、現場業務がかなり圧迫されているという状況もあるので、既にあるものは上手に活用しながら、また新しく一つ負荷がかかるというか、付け加わった感というのを上手に薄めながら

進めていただけるとありがたい。

(角田委員) ケアマネジャーという立場から現場の感覚で今の流れを受けて、中間報告書の14ページの1の広報機能のところ、ケアマネジャー等から問題が大きくなってから相談が入るとするのは本当にそのとおりでと思う。今のお話にもあったが、介護保険制度自体が改正が多いこともあり、ケアマネジャー自身も介護保険制度の把握というところですごく負荷がかかっている。実際、成年後見制度の利用が必要ではないかという方のところに直接出入りすることが多いので、パンフレット等の作成、タイプ別、事例ごとに紹介できるツールの作成に関心がある。16ページの後見人支援機能にあるチームへの後方支援について、今、中根委員が言われたように、ここを現場の方が、よくわかっている人を呼んだり、自分たちだけで担ってしまうと、人によってうまくできたりできなかったり、対象者にとってもその話が入りにくいという部分が出てきてしまうと思う。現場の感覚で断定はできないのだが、高齢の方は、話したり紙に書いてあることは、人によって読もうとしなかったり信用しなかったりして話が入りにくいことがある。電話やテレビは情報として入りやすく、画面に映っている内容だとすごく記憶が残ったり興味を持ったりする傾向があるように思う。パンフレットやツールの作成というところで何かいい方法が生まれてくるといいなと、今のお話を受けて感じた。

(西尾分科会長) 現場で活用できる、そこで生かせるもの、市と区、さらに現場との関係で相談力が高まるようなものをどのように作っていくかという課題をいただいたと思う。

(赤羽委員) 今お話を伺っていて、松木委員がおっしゃったように、具体化しないと進まないような気がするので、提案としては、区の協議会の議事を先に進めると多分この話はもう少し具体化するのではないかと。

また、既にサポートネットに参加している皆さんが、継続して運営実施していくという話だと思うが、これと同じような事例がある。それは地域包括ケアシステム構築の中で、地域包括支援センターと、医師会が運営することになった在宅医療連携拠点というのがあって、5年ぐらい前に、役割分担等について、最初、堅苦しく決めていたのだが、なかなか決まらない問題があった。結局、実際の場面でどうするのかという事例検討会を一緒にやっていくうちに仲間ができて、事案によって自分より知っている人は誰なのか等、それぞれのメンバーの特性がわかるようになった。自分がわからないことをその人にぶつけると整理してくれるという人と知り合うことができて、わからなければこの人に相談しようという人と出会うことができた。それが区の中で出会う場面ができてくると、おそらく今ここできちっと決めようとしても、この仕事は誰の仕事だと振り分けるのは難しい。関係者で集まって、共有することから始めれば、それが一番の近道になると思う。それでもわからないところを中核機関に聞くという形を作っておけばいいのではと思う。

(西尾分科会長) 医療と介護の連携と、福祉と成年後見の連携というのは、領域を越えて共有しなければいけないという面では共通している点もすごく多いのではないかとと思う。

(事務局) 検討委員会の流れのところを少しご説明させていただきたいと思う。国が言っ

ているように、成年後見制度はもっと利用されてしかるべきなのに、なかなか進まない。制度が必要でない方は他の制度を活用すればいいのだが、成年後見制度が必要な方は必ず日本中どこにいても成年後見制度につながるように、地域の中でネットワークを構築し、支援の要となる中核機関を設置するというのが国の方針である。現状で制度利用がなぜ進まないのか。横浜市の中でも、地域包括支援センター、基幹相談支援センターや区役所も、それぞれ成年後見制度利用促進に向けた役割を担っているが、なかなか進んでいかない。それは中根委員や他の委員もおっしゃったように、相談機関のスキルが十分でない面があることが要因の一つと考えられる。相談支援をきっちりやって、必要な方を制度につなげている包括もある一方、なかなかそこまでいけないところもあることが課題である。ご議論いただいた中では中間報告書の14ページに、岩屋口委員もおっしゃったが、初回相談のところで、権利擁護相談機関職員向けの手引きを作って、市内に200近くある相談機関の職員の方にそれを説明する研修を実施する。相談機関のスキルを向上し、市内のどこに行っても同じように対応できることを目指して、中核機関がバックアップしていく予定。今回の議論の中ではかなり相談機関が目指すべき姿を意識しているので、中核機関は相談機関を支えるため、人材育成の研修を実施する。手引きを作ってそれを研修や相談の場面で活用する他、困った時には弁護士など士業の専門職の方を相談機関に派遣して、チームで議論していくような仕組みづくりを目指したい。中根委員が心配されていたように、これは果たして専門家の方に来ていただくような案件なのだろうかという、感性みたいなところの積み重ねについては、手引きを作っていく中でもそういう視点を盛り込む。また、こまめに手引き以外でも、中核機関の職員が相談機関からの個別案件の相談も受ける等も検討している。本日の議論で委員の方がおっしゃった、制度に結びつけるための研修は、中核機関が中心になって進めていく。それを区域の機関がどのように関わっていくかということでは、先ほど赤羽委員からもご意見をいただいた。区域ではどのように進めていくかということ、これからご議論いただきたい。

(西尾分科会長) 市と区の役割について、少し具体的なイメージができたかと思う。区域の検討に入る前に、中間報告書の7ページの、市の協議会が必要に応じてテーマに応じた部会を開催するということなのだが、今のところテーマというのはどのようなものが想定されているのか。

(事務局) まだ年度の後半の検討が全体会と部会でも残っている中ではあるが、相談や利用につなげる部分は、恐らく、今年度だけで話し切らないだろうと考えている。あるいは、先ほどの広報のツールのあり方というのもご意見をいただいているものの具体的にできていない部分があるので、そういったところを部会で引き続き検討できればと今のところ考えている。

(西尾分科会長) それでは、(2)の区協議会の機能・役割について議論して、また必要があれば市の中核機関の機能についてもご意見を頂戴するという形で議事を進めたいと思う。

## (2) 区協議会の機能・役割について

・事務局より資料4について説明

(西尾分科会長) 区協議会の新たな機能・役割についてご説明いただいた。内容的には、現状のサポートネットをベースに、その機能を拡充し、1階建てを2階建てにして、2階の機能を上乘せして、相談分析とモニタリングをする中でチームをバックアップしていくという提案になるかと思う。それぞれ関連されているところが非常に多いと思うので、ここでの具体論をいただければありがたい。

(岩屋口委員) 区協議会の新たな機能ということで、今回初めて出てきた資料だと思うが、これも非常に覚悟を持ったすばらしいものだと思う。まずやはり全数把握をするというのが画期的なのと、チームの継続支援、モニタリングをしていくということで、これで相談者の目詰まりをなくしていくということではすばらしいものだと思うが、開催回数が、中間報告書を見ると、各区で年3回程度を想定しているということなので、3回では少ないと思う。例えば専門職と協議をしたいと思っても、次の協議会が4か月後になってしまうと話が全然進んでいかないので、私はできれば毎月でもいいのではないかと思う。今の説明で事務局は専門職の方に集まっていたのは大変なのとおっしゃっていたが、多分、区協議会の中核機関の中では実働部隊だと思うので、その実働部隊が4か月に1回集まって何か会議して終わってしまっているのでは全然だめで、やはり個別具体案件というのは日々動いている生ものなはずで、これをほったらかしにしてはよくない。毎月1回会ってこれはどうなった、こうなった、こうしたらというのを常にフォローしていく、この区協議会を区の一応の決定機関にしたほうがいいと思う。この区の決定機関で専門職を派遣したほうがいいと助言されたら、今度は中核機関に依頼して派遣してもらおうというような形でぐるぐる回っていくのかなと思ったので、ぜひとも開催回数は再度ご検討いただきたいと思う。

(生田委員) 似たような意見で、ちょっと失礼な言い方かもしれないが、このサポートネットが区の協議会になっても現場の感覚としては顔ぶれがほぼ変わらないので、機能が増えたりはしているけれども、違いがよくわからないかと思う。なぜなら現場としては、区の協議会だと言われても、実質関わっている人はその区の保健師のAさんや社協のBさんなので、普段関わっている、一緒に仕事をしている人たちなのでこれまでと変わらない。今回の売りとしては、中核機関のほうは専任で、新しい機能でちゃんと専門職として関わってくださるところが常設であるのに、区協議会の集まりで会議をやって検討して、それで中核機関が関わるかどうか決めていこうというのは、スピード感を考えたらどうなのか。今、協議会をどういうペースでやるかという話があったので関連で言っているのだが、包括支援センターとしては常に相談があったときに、どのようにその方の生活を支援していくか、正直もう明日明後日食べるものがないとか、施設に入りたいのにそれがいろいろな絡みでできないとか、例えば、業者にだまされていて、それに関してすぐにでも何か支援が必要だという切羽詰まった状態で動いていく中で、区の協議会自体が実質的には実態がない。メンバーがいて事務局もあるけれども、それは今までの人たちが集まってそう名乗っているというだけで、それで現場としてスピーディーに動いていくのは厳しいのではないか。

(赤羽委員) 今のお話を聞いてしまうと大変だなという感じだが、僕は確認したいことが2つあって、1つ目は、資料4の2「区域を越えた課題について」という文章で、ここは市協議会と書いてあるのだが、これは中核機関という言葉に読みかえていいの

か。ここまですっと中核機関の話があって、ここだけ市協議会という言葉になっているのは何か意味があるのか。

(事務局) 課題を検討する場としては協議会になる。ただ、協議会は、先ほど言ったように市協議会も年2回程度を想定しているため、市の協議会に上げていくための連絡先は常設している中核機関ということになる。

(赤羽委員) わかりました。もう一つは、今ご指摘いただいたサポートネットの問題で、これまでの成り立ちや生い立ちがわからないのだが、事務局が2つあるというのは、集約してフィードバックしていくという上ではとてもデメリットのように思う。これが2つになってしまった理由があるのだと思うが、これからサポートネットを本当に区の協議会としていくためには、全ての情報がこの2つにバラけているのは、報告する側もどれをどっちにするかがわからない。聞いてみたら、いや、うちには話が来ていないと言われると、じゃああっちに言ってという話になってしまうので、これはちょっと問題ではないかと思った。

(事務局) 先ほど事務局から中間報告書の報告をさせていただいたときにも少し触れたが、この新たな機能については、2者いるうちの区役所のほうに重きが置かれるということの説明した。どうしてもデータを集約していくという意味では、今、赤羽委員がおっしゃっていただいたように、2か所両方に報告していたら情報の管理としても不安があるので、区内の全数把握をするという提出先は1か所になるかと思う。その部分はこれから区役所へ説明していくことになるが、区役所の1か所で全数把握のデータを管理していくという調整をしていきたいと思っている。2か所にしているのは、もともと権利擁護から成年後見制度まで一連で途切れなく支援をしていくためには、区社協あんしんセンターと区役所が両方でサポートネットを回してきたという経過がある。これまでどおりサポートネットを開催し、サポートネットでどんなことをやっていこうか打ち合わせをしていく、あるいはこの新しい2階建ての部分も士業の先生方と一緒に、会議の場には事務局として区社協も参加していただくという意味で、2者共通で事務局をやっていくということにはなるが、データ等の集積は1か所でやりたいと思っている。

(西尾分科会長) 主たる事務局は区役所高齢・障害支援課だということですか。

(事務局) 先ほどから開催頻度のことでご意見を頂戴しているが、中間報告書の11ページのチームが出てきた図を見ていただきたいのだが、それぞれのチームが動いていく中で、これは困ったという場面がいろいろ出てくるかと思う。法律家に相談しないと先に進まないとか、せつかく当事者がお話を聞いてくれるようになったけれども、イメージしてもらうためには社会福祉士の方を呼んで、実際の後見活動をもう少しわかりやすく説明してもらったほうがいいかもしれないとか、場面場面で呼びたい専門職種と専門家がいると思う。図の中に、チームから直接中核機関に専門職派遣の依頼をするという矢印が左側にあるとおり、随時中核機関に依頼することができる。区協議会を通さないとできないわけではなくて、個別に依頼が可能である。中核機関のほうは、こういうチームから専門職派遣の依頼があったけれども、区は把握しているかということも含めて、戻っていく矢印が区の協議会のところにかかっている。それは、チームから相談があったので派遣するというのを、事務局である区も承知しておいてほし



いという意味の矢印になる。例えば、全数把握により相談機関が既に対応している案件だということ承知する場合もあるだろうし、それはまだ先月までの集約の中では入ってきていなかったから、新規の案件で次月に上がってくるのかなということが承知できるというようなイメージをしている。それぞれの現場で相談は日々動いていて、チームも動いていて、悩ましい事態は常にあるということを考えれば、随時専門職派遣ができる体制を取っていきたいと思っている。

(西尾分科会長) 従来のサポートネットの事務局と余り変わらないという面もありながら、新しい提案の中には、チームの継続支援の中に専門職派遣を依頼に基づいて行う場合もあるし、積極的に必要性があって出向いて行う場合もあって、それがスムーズに流れができるような形で対応するというを描いておられるのだと思う。

(松木委員) 今日この資料を見せていただいて、やはりいろいろ検討事項が多いということなのだろうと思う。開催の頻度等のご意見は出ていたので、そこ以外でもこの段階から目を向けたほうがいいと考えている点が、中間報告書22ページの進行管理シートや24ページの対応状況一覧の書類は、恐らく現場の地域包括支援センターや基幹相談支援センターの方々には作成する書類が増えるという負担感が出てくるだろうと思う。これがどういう意味を持つものなのかというのをきちんと説明できるようにしておかなければいけないし、全数把握するためというだけでは説得力が弱いのではと思う。

それから、こういった場面に派遣される立場で想定すると、この仮称事務局会議をベースに何か方針を決めるというが、恐らくこれだけでは方針を決められないのではないか、情報が薄いのではないかと懸念を抱いている。ここに記載されているようなものだけでは恐らく事が進まないだろうし、判断を誤りかねないので、その検討のあり方というイメージももう少し深めていただかないといけないだろう。これを全件作成していただいて、それが上がってきてその中から困難事案や問題事案を見出すというのは、専門職の中でも難儀するのではないかと想像する。ここで専門職派遣をするという判断をされるのはいいのだが、ここの事務局会議には現場の方がいらっしやらない前提なので、現場との連携をどうやってとるのかというのをきちんとフィードバックできるようにしておかないと、方針が現場と事務局で食い違ってはいけないうし、先ほどご意見があったように、勝手に事務局だけで決めてそれで進められるというものでもないと思うので、方針のアドバイスをどこまで事務局の機能として持たせるのか。専門職派遣をしようというところまで進めて、そこから先は派遣した専門職と一緒に現場で考えようということなのだと思うが、そのあたりの棲み分けはきちんとしておかなければいけないのかなと気になった。

また、士業団体の一員として出席させていただいているので、願わくばボリュームがどの程度なのかというのは示していただかないと、こちらもどのぐらいの頻度でどのぐらいの人数を派遣しなければいけないのか、率直なところ、それにどのぐらいの予算を見ていただけるのかとか、情報もいただきながら、慎重に協議を進めなければいけないと思う。

(坂田委員) 私は障害者の家族で、今いろいろな区の協議会とか中核機関とかを作っただけということで、とてもありがたいと思っている。ただ、私どもも年に3回ぐら

いは弁護士をお呼びして成年後見について勉強会を続けているが、なかなか親として一歩踏み出せないというのが現実である。それはなぜかという、申立書がとてもハードルが高いとかいろいろなことがあって、私も実際に申し立てをしたが、あっちに行ったりこっちに行ったりすることがあって、とても大変な作業だった。ここに今度、パンフレットを作るとあるが、いろいろな方にお手伝いしていただき、家族にもわかりやすいように是非作っていただきたいのと、やはり後見人を就けたいと思わせるような文言を入れていただけると利用が進むのではないかと思った。

それから、区協議会について、後見的支援室も参加者の中にその都度必要に応じてということで書かれているが、後見的支援室も18区で展開されているので、ここを頼りにしている方もたくさんいる。気軽に相談できるということもあるので、ぜひ支援室も入れていただいて、たくさん話を聞いていただけるといいと思っている。私自身もとても頼りにしている後見的支援室なのでお願いしたい。

(西尾分科会長) 後見的支援室もネットワークに加わって、ご家族などにわかりやすい相談対応ができて、頼れる形にしていくというのは大事なご意見だと思う。

(辻川委員) この資料の派遣についてイメージはできた。松木委員のおっしゃられたところにちょっと加えてということになるが、困難事例などに対して士業に派遣を依頼するという立て付けはわかったのだが、必ず派遣という方法をとること以外にはあり得ないのか。例えばメールや電話の相談とか、人を必ず出すというような印象だが、そのところはもう少し柔軟に、いろいろなやり方があるので考えていただけたらいいかと思う。

(西尾分科会長) 電話やメールなどですぐに答えたり、助言ができるような形もあっていいのではないかというご意見でした。

(石井委員) 区の協議会の仮称事務局会議について、先ほど回数について話が出ていたが、高齢の方はすぐに動かなければいけないというのは本当にそうだと思う。先ほどもだまされたりというお話が出ていたが、それに加えて状況が本当に変わってしまうので、そういうときに会議を毎月やるのか、それとも、おっしゃったようにメールや電話で相談体制がとれるのか、そういう形でないとなかなか難しいのかなと、年3回ではやはり無理ではないかと思った。あと、岩屋口委員がとてもよくできているとおっしゃったが、私も今年度から参加しているが、読んだときに、自分が普段思っていた課題がみんな出ていたので本当にそう思った。これから動き出していくと、申し立て支援が増えてくると思うが、そのときに受け皿というか、引き受け手がどれぐらいいるのか、市民後見人や法人後見の支援もしていくと思うが、そこがまたこれからの課題になってくると思った。

(青木委員) 民生委員の立場としては、高齢者が非常に増えており、それに関わる見守り活動というのがここ1～2年で相当数ある。2ページの横浜市の状況で書かれているように、今、行政から75歳以上のひとり暮らしの方については、情報をいただいた中で必要に応じて見守り活動をしているのだが、今年度から75歳以上の高齢者のひとり暮らしだけではなくて夫婦、あるいは8050の子どもさんと一緒という方についても、見られる民生委員は見てくださいというような形で日々活動している。今回の新しい体制については、是非早めに前に進めていただきたいと思っている。皆様のお話に

もあったように、民生委員は区役所とのつき合いが多い。その中で、この事務局が区社協あんしんセンターと区役所の高齢・障害支援課とあるが、区役所の中でも高齢・障害支援課はものすごく忙しそうである。外から市民として見ていて、大変だな、いろいろなことがあるなど感じている。そういう中に事務局という形で置かれるということは、それなりの体制をまずつくってあげないと、非常にいいことだけれども現場が悲鳴を上げてしまうのではないかと思った。あとは、書いてあることは非常に、私も素人だがこのようにしてくれたらいいなことなので、是非その辺の事務局の負担というか体制というのを、まずしっかりしていただく形で進めていただければと考えている。

それから、広報機能について書いてあるが、最近ではこういう制度については若い人の意見というのが結構あるので、ホームページの活用についても充実を図るような形を考えていただいたらいいのではないかと思う。この辺を前に進めて、事務局をはじめ皆さんが頑張ってもらえるような仕組み、内容については非常にいいと思うのだが、聞いていて皆さんのお話の中には本当にこれでうまく回るのかなというのがあるので、もう少し検討してほしい。私としては事務局、特に区役所の高齢・障害支援課の実態というのを市役所の方はよく見ていただいて、やれることはやれると思うが、やれないことについては新しい体制をつくる必要があるのではないかと感じた。

(宮川委員) 質問だが、中核機関というのは専門家集団をイメージすればいいのか。ちょっとイメージが湧かないのだが、困難事案について派遣するのであれば、専門的に詳しい人の集団ということか。そうすると、弁護士とか司法書士という専門的な人たちが集まって構成するのだろうか。また、その財源はどうか。

(事務局) 中核機関について他都市の事例で申し上げますと、政令市で先行しているのは大阪市で、大阪市社会福祉協議会に委託して大阪市が委託料を支払っている。したがって、社会福祉協議会の職員が中核機関を担う形になっていると聞いているので、我々としても参考にしながら、今後、横浜市における中核機関をどうしていくか検討していくことになる。他都市の検討状況を聞いていても、社会福祉協議会に委託先を検討しているという都市も幾つかあると聞いているので、参考にしたいと考えている。それから、専門職の派遣については、大阪市で言えば、社会福祉協議会からの要請でそれぞれの士業団体から派遣されていくという形になっている。それについては1回あたり派遣料がいくらということで算定していると聞いている。

(中根委員) 1つだけ、これは相談員のスキル不足を補うためなのだろうと思うが、全数把握といったときの「全」というのが、どこからどこまで指すのかというところで、本当に全部の相談実績になると膨大な数になるので、それはちょっと考えていただかなければいけないのだが、成年後見制度等に係る相談実績といったときに、そこに絞り込んだものであれば、この対応状況一覧表が書ける人は既にそれなりのスキルがあると思う。絞り込んだ形で書くとしたら、障害系でいうと、権利擁護相談機関としては基幹相談支援センターのみである。区域でいうと今の相談の仕組みというのは、計画相談が基幹相談支援センターの先というか手前であって、その計画相談が受け付けたような、内容的に成年後見制度に係る相談実績というのはどうやって拾っていくのか。それを一旦、基幹相談支援センターが集約して対応状況一覧表に書き込むのがい

いのか、それとも、権利擁護相談機関としての位置づけではないけれども計画相談から直接もらうのか、計画相談が受けたものに関してはとりあえずよしとするのか、その辺をお聞きしたい。

(事務局) 高齢分野で言えばケアマネジャーも身近な相談者として利用者のそばにいて関わった中で、成年後見に関わるような事案が出てくるということは往々にしてあると思う。障害分野も、基幹相談支援センターが直接相談を受けるだけではなくて、今、計画相談という事業者が出てきているので、そこがいろいろな相談を受けた時に、ここは成年後見人をつけないといろいろな福祉サービスの契約ができないというのを見つけてくるということも出てきている。今考えているのは、少なくとも権利擁護の相談や成年後見の相談を受ける相談機関である区役所、区社協、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、つまり業務の中で位置づけがされているこの4つをまずイメージしている。地域包括支援センターや基幹相談支援センターの方たちはすごく幅広に相談を受けていただいて、月報も細かく立てていただいている、大変な業務量になっているかと思うが、全数とって上げていただくのは、成年後見制度に係る相談を受けたものに絞り込んでいただくということになる。他の介護保険や障害サービスについての相談で、まだ成年後見にはたどり着かない相談というものもたくさんあると思うが、そういった相談まで報告に上げてくださいということではない。報告していただくレベル感もこれからの検討になる。おそらく、障害分野では何年にもわたって寄り添った結果として、今このタイミングで成年後見の話をしようという方もいらっしゃると思う。支援者が関わったときから報告に上げていただくとなると、かなりの年数がかかってしまうので、どういうタイミングでこの一覧表に載せていくかについては、これから相談させていただいたり、検討委員会で検討させていただく形で進めていきたいと思っている。本日は貴重なご意見をたくさんいただいたので、十分参考にさせていただいて後半の検討につなげていきたい。

(西尾分科会長) 多数ご意見をいただいて、成年後見制度の利用がより必要な人につながったり進むようにということで、横浜の中では中核機関を設け、区の機能としては区協議会を設けて、その具体的な機能・役割についての青写真として、方向性としてはよいのではないかと。ただ、これを具体化して流れをよくしていくためのボリューム感とか頻度ということも言われたが、そのあたりの具体的な検討がまた必要だというご意見だったかと思う。今の段階では事務局としてはよろしいか。いただいたご意見を後半の検討委員会の中でも十分議論していただいて、具体案をまとめていただくということでご検討いただければありがたいと思う。私自身もお話を伺っていて、やはりチームを支援してバックアップしていくというのは非常に重要だし、具体的な利用を想定されている方やご家族の接点の中で、どうわかりやすく頼りになるというのが伝わっていくかということも非常に重要だと思う。チームが既にあるという前提もあると思うが、そこでチームを組織したり作っていったり構成したりするということも当然出てくると思うので、そういう機能も必要になってくるのではないかと思う。それから、ボリュームがある中での相談分析を、このデータをもとにどのように進めていくのかということも非常に重要な役割機能だと感じた。是非後半の検討の中で具体案をまとめていただければありがたいと思う。

以上で議事を終わらせていただく。

## 6 今後のスケジュール

(事務局) 最後にスケジュールをご説明する前に、オブザーバーで来ていただいている家庭裁判所からお話をいただきたい。

(オブザーバー) 皆様のお話を聞かせていただいて、非常に具体的なところを検討していただいているなと思った。私は他の市も少し回らせていただいているが、神奈川県の中ではなかなか進んでいるところがない。横浜市の動向を他の市も非常に気にして見ているというところがあるので、こちらで検討していただいている内容が、今後の神奈川県の後見制度の関係にも影響があるかと思っている。私は検討委員会にもオブザーバーで参加させていただいているので、情報提供等、今後ともご協力させていただきたいと思う。

(事務局) 最後に資料5で今後のスケジュールをご確認いただきたい。本日が一番下の枠にある9月の分科会3の第1回目ということで、この後のスケジュールとしては、10月30日に地域福祉保健計画策定・推進委員会という本体の委員会がある。その中で今回の検討結果をご報告させていただく予定になっている。次回のこの分科会3については、先ほど日程の確認をさせていただいたところ、1月23日の午後3時から5時に開催させていただく予定となったので、大変ご多忙の折、恐縮だが、ご予定をよろしくお願ひしたい。なお、臨時委員の皆様が令和元年11月12日までとなっているが、次回の分科会3のご出席も引き続きお願ひしたいと思っている。改めて就任のお願ひは事務局から別途させていただく予定になっているので、ご協力をお願ひしたい。

## 7 その他

(西尾分科会長) その他、よろしいでしょうか。多数の貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後の検討に資するご意見を是非また反映していただいて、検討を進めていただければと思う。

## 8 閉会

(事務局) 本日は大変ご熱心にご意見をいただきありがとうございます。現場からの声ということで、事務局としては今後の検討の貴重なご意見と受けとめ、最終報告に取りまとめさせていただければと思う。以上をもって、本日の会議を閉会とさせていただきます。

資料	○令和元年度第1回横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3 次第 ○横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 分科会3 座席表 資料1 前回までの分科会3の実施結果について 資料2 成年後見制度に関するヨコハマeアンケート実施結果について 資料3 「横浜市における成年後見制度利用促進に向けた検討委員会」中間報告書 資料4 区議会の新たな機能・役割について
----	--

